

個別避難計画の作成に関するお知らせ

飯田市では、令和7年1月から令和9年3月末までの間に、対象となる方の「個別避難計画」を作成することにしました。

Q1. 個別避難計画作成の対象となる方は誰ですか？

飯田市にお住まいの「在宅で生活されている方」で、下記のいずれかに該当する方が作成の対象です。

- ① 要介護3～5の認定を受けている方
- ② 障害支援区分4～6の方
- ③ 医療的ケア者または医療的ケア児（※）の方
⇒※人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的

Q2. なぜ個別避難計画を作成するのですか？

近年多発している自然災害を例にみると、高齢の方や障がいを持つ方が被害に遭う可能性が高いことから、あらかじめ「避難場所」や「避難方法」、「避難等を支援する方」を決めておくことで、避難や安全確保の可能性を高めるために作成します。

Q3. 対象となる方は全員作成しなければならないのですか？

作成する個別避難計画には、氏名や住所、連絡先や必要な支援内容などの個人情報に掲載され、関係者と共有することで、地域での避難支援の実効性を高める取り組みにつなげていきます。ただし、個人情報の掲載や関係者と情報を共有することになりますので、平時から、関係者への名簿開示に同意をされた方のみ個別避難計画の作成を行います。

Q4. 情報を共有する関係者とは誰のことですか？

情報を共有する関係者は、下記の方になります。

- ① 行政
- ② 警察
- ③ 消防署
- ④ まちづくり委員会
- ⑤ 自主防災組織
- ⑥ 民生児童委員

Q5. なぜ情報を共有する必要があるのですか？

過去の災害時をみると、救助された方の約8割は住民による救助でした。共助や互助の一環として、平常時から地域の避難支援の実効性を高めていくために、情報共有させていただきます。

Q6. 個別避難計画に掲載される情報はどのような内容ですか？

飯田市の個別避難計画には下記の内容が掲載されます。

- ① ご自身の氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、避難する際に必要な支援の内容 等
- ② ご自身が避難する場所、避難のタイミング、避難場所までの経路 等
- ③ 避難等を支援いただく方の氏名、住所、連絡先、できる支援の内容 等

Q7. 個別避難計画はどのように作成すればよいのですか？

個別避難計画を作成する対象の方については、担当の福祉専門職（ケアマネジャーや相談支援専門員）の方がご自宅を訪問して、作成のお手伝いをさせていただきます。

飯田市では、飯田防災アプリ「結防（ゆいぼう）」を活用して個別避難計画を作成します。

Q8. アプリを用いて個別避難計画を作成するのですか？

有事の際に関係者が計画をすぐに確認できる点、安否確認がアプリを通じて行える点なども踏まえて、飯田市ではアプリで作成することにしました。

ただし、スマートフォンやタブレットを所有していない、扱えない、操作に慣れていないなどの事情もありますので、それらも含めて福祉専門職の方が支援させていただきます。

また、完成した個別避難計画は、紙ベースでもお渡ししますので、スマートフォンを持っていない、扱えないなどの事情がある方もご安心ください。

Q9. 避難を支援してくれる方は誰ですか？

避難を支援する方の選任は、基本的に、ご自身で選任していただきます。家族や親戚、友人や近隣の方など、有事の際に支援していただける方を選任（最低2人以上、うち1人は市内に在住の方）してください。同居者や近隣者はもちろん、遠方者であっても支援できる内容はありますので、遠方者も支援者として選任いただけます。

なお、選任が難しい場合は、支援いただける方を、飯田市と一緒に探すお手伝いをさせていただきます。「計画は作りたいけど、支援をしてくれる方の見当がつかない」という方も、個別避難計画の作成を前向きにご検討ください。

Q10. 避難を支援する方法とは具体的にどのような内容があるのですか？

具体的な支援内容は大きく分けて下記の3つに分類されます。

- ①「情報伝達」…危険が差し迫っている状況や警戒レベルの情報等を伝達いただく支援です。直接訪問の他、電話等での伝達も考えられますので、遠方の方でも可能です。
- ②「安否確認」…災害発生時や災害が発生する恐れがある場合に、安否をいち早く確認し、避難や支援が必要な場合は、避難行動につなげる支援です。直接訪問の他、電話等での確認も考えられますので、遠方の方でも可能です。
- ③「避難行動」…災害発生時や災害が発生する恐れがある場合に、できる範囲内で避難支援を行っていただきます。直接訪問できる方が行う支援です。

Q11. 避難を支援してほしい方にはどのようにお願いしていくのでしょうか？

福祉専門職の方がご自宅を訪問した際に、支援してほしい方が同席された場合は、その場で趣旨説明等を受け、意思確認の上、支援者に選任してください。

同席されていない方で、避難を支援してほしい方（候補者）がいる場合は、その候補者のお名前や連絡先をお伺いし、後日、飯田市の担当者が、その候補者に対して趣旨説明等をさせていただきます、支援者になっていただけるかの意思確認を行います。

ただし、有事の際には、日頃からの関係性が非常に重要になってきますので、支援していただける方へのご挨拶などは、別途ご対応ください。

Q12. 個別避難計画を作成した後に変更が生じた場合はどうするのでしょうか？

年1回、福祉専門職の方が、作成した個別避難計画に変更がないか確認を行います。計画に変更が生じた場合は変更を行いますので、担当する福祉専門職の方にその旨をお伝えください。

個別避難計画のつくりかた



STEP 1

担当の福祉専門職が訪問し、個別避難計画の趣旨説明等を行います
(ケアマネジャーや相談支援専門員)

STEP 2

個別避難計画の作成に関する意思確認をさせていただきます
(個別避難計画の内容は関係者に情報共有させていただきます)

同意

不同意

今回は、個別避難計画を作成しません。
なお、いつでも作成できますので、作成
する際には飯田市福祉課または担当する
福祉専門職までご連絡をお願いします。

年1回、個別避難計画の作成に関するご
案内を送付させていただきます。

STEP 3

個別避難計画の作成に必要な内容や情報を聞き取らせていただきます

- ① ご自身の氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、避難する際に必要な支援 等
- ② ご自身が避難する場所、避難のタイミング、避難場所までの経路 等
- ③ 避難等を支援いただく方の氏名、住所、連絡先、できる支援の内容 等
- ④ 災害対応マニュアル（医療的ケアが必要な方のみ）



STEP 4

飯田防災アプリ「結防（ゆいぼう）」に内容を登録します（※1・2）

- ※1 スマートフォンやタブレットを所有している場合はSTEP 3と並行して行う
- ※2 スマートフォンやタブレットを所有していない場合は、飯田市が登録する

STEP 5

支援いただく方が不足する場合（※3）は、飯田市が選任を手伝います

- ※3 支援いただく方は、最低2人以上、うち1人は近隣者を選任します

後日、完成した個別避難計画をお渡しします（アプリでも計画を確認できます）